

# 令和元年第9回

## 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月20日(金)午前8時25分から午後8時45分
2. 開催場所 すこやかセンター 2階 会議室
3. 出席委員 (11人)  

|                |                 |           |
|----------------|-----------------|-----------|
| 11番 水谷 茂樹 (会長) | 9番 出口 宣伸 (会長代理) |           |
| 1番 高田 秋光       | 2番 北清 裕邦        | 3番 藤崎 正雄  |
| 4番 松田 力        | 5番 善岡 浩樹        | 6番 大場 信一  |
| 7番 川本 和幸       | 8番 中村 広治        | 10番 植松 春雄 |
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の選出
  - 第2 会議書記の指名
  - 第3 農政報告 なし 北清地区代・藤崎委員より報告
  - 第4 農業委員会会務報告
  - 第5 議事参与の制限
  - 第6 報告第13号 農地法第3条第1項の規定による相続の届出について
  - 第7 議案第21号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
  - 第8 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
6. 農業委員会事務局職員  
南 秀幸事務局長・中村将平主査・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事
7. 参与  
細川直洋産業課長 (欠席)

|          |   |
|----------|---|
| 事務局長〈南〉  | 只今から、令和元年第9回農業委員会総会を開会します。水谷会長に挨拶をいただき議事進行をお願いします。  |
| 議長（水谷会長） | <p>当初の予定では、今頃、稲刈りの最盛期と思っていましたが、予定より到熟が遅れています様で、天気も悪く全く仕事が進んでいない状況であるのかなと思っています。</p> <p>作業が終われば笑顔で良かったと願っております。</p> <p>今日みなさんは、忙しいと思いますので早速総会を開催します。</p> |
| 議長       | <p>それではこれより令和元年第9回農業委員会総会を開会致します。</p> <p>只今の出席委員は10名で定数に達しています。後ほど植松委員が遅れてやって来ます。</p> <p>それでは、日程第1の会議録署名委員について、指名させていただきます。</p>                         |
| 委員       | 異議なし  |
| 議長       | 会議録署名委員に、1番 高田委員、2番 北清委員の両名を指名します。お願いいたします。   |
| 議長       | <p>日程第2</p> <p>会議書記には、事務局 南局長、中村主査、滝上推進員、手嶋主事を配置します。</p>  |
| 議長       | 日程第3 細川課長が欠席しておりますが、南局長より報告があればお願いします。  |
| 事務局長     | ありません。  |
| 議長       | <p>北清委員と藤崎委員から収穫状況について報告をお願いします。</p> <p>まずは、北清委員に畑を含めて報告をお願いいたします。</p>  |
| 北清委員     | <p>そばの収穫については、後いくら刈り取りが残っているか正確な数値は判りませんが、DSRが刈り取りを主として行う事になっています。</p> <p>米については、「もち米」が大体4割ぐらい終わっていると聞いています。</p>  |

「うるち米」については、稲刈りが始まったばかりとのことで当初期待したほど収量はなく、タンパクについてもそれほど下がっていない様であります。まあ平年よりちょっと良いのかなと思います。

収穫が全部終わった後で報告をしたいと思います。

議 長

次に藤崎委員をお願いします。

藤崎委員

最初、「もち米」ですが、現在の生産者は8戸で、刈り始めは、「はくちょうもち」で、9月4日から6日にかけて刈取が始まりまして、早い方では、次の「風の子もち」に収穫が入っています。

刈取において50%を越える方もいらっしゃいます。

随時、出荷されており、品質においては、特殊栽培米で若干カメムシ被害がありますけれども、総じて刈り遅れもなく良好です。

整粒については、整粒判定器では、70%~75%のことであります。

収量につきましては大場委員さんもおられますが、他の何人かに聞きますと前年度よりは、期待ができるのではないかとおっしゃっています。

「うるち米」では、個人の方で早い方で9月12日から刈り始まりました、板谷地区・和地区・碧水地区を含め刈り取りが進んでいます。

ライスセンターでは、古作ライスセンターが、9月12日から「酒米」の刈取が始まっています。

板谷ライスセンターが17日、18日に岩村ライスセンター・美葉牛ライスセンター・恵岱別ライスセンターが刈取をしています。

今日から碧水ライスセンター・恵北ライスセンターが刈取りをしています。

法人では、18日にみずほファーマーズと竜西農場が刈取を行います。

今日からDSRとファーム善蔵、豊竜農場が予定されております。

品質面では、青未熟が5%~7%で刈取適期と言われておりますが、整粒判定器では、70%~75%前後で、目視より4~5%低い傾向です。

この要因として整粒判定機の項目では未熟が高い傾向にありまして、高いものでは、15%~20%越える状況であります。

その対応につきましては、目視を含めた5%を含めて判定

し、色彩選別機にかけ1～2%の選別によるロスと言うことで作業を進めています。

しらた米は、2%～4%ぐらいのものはありますが、現在のところ問題は無いと思われま

す。それから、「ゆめぴりか」は刈取り前半ですが「ななつぼし」の一部ではあるのですが、胴割れが判定基準4.5%以上のものが少し多く見られております。

乾燥等につきましては、十分な留意をしなければならないと思われま

す。タンパク質の傾向ですが、「ゆめぴりか」は第二段階の6.9%から7.4%であまり量は多くはないですが、35%～40%ぐらいと言うことであります。

ほぼ前年並みとなっています。

タンパクの特徴としては、6.8%以下の米はあまり見られない、品質としてタンパクが少し高い傾向にあります。

収量については、個人の方に何人か聞きますと、それぞれ期待したレベルが高いと言うこともありますけれども、それほど大きな増収は、無いのではと言うことであります。

以上です。

議 長

天気割には、たいして良い年ではないと無いように感じられますが、先ほど言いましたが、収穫が終われば良かったと言うように願っております。

議 長

日程第4 議事参与の制限については、議案第21号と議案第22号において、          委員に議事参与制限が掛かります。その都度案内しますので宜しくお願いします。

議 長

日程第5 委員会会務報告について、事務局から報告願います。

事務局長

4ページをお開きください。【4ページ朗読説明する。】

議 長

先日、新農業人フェアが東京でありその時3名のやる気のある方がおられたのですが、北海道の場合これからの季節は、仕事がなくなるので、すぐ来て下さいと言えない。

その辺北について北海道は、辛いのかなと思いますが、本当に北海道で仕事がしたい人ややる気満々の若い男性が3名おりましたので、春になったら来てくれれば良いと思っています。

議 長

それではこれから、報告1件と議案2件の審議を行います。

す。

議 長

日程第6 報告第13号  
地法第3条第1項の規定による相続の届出について説明願  
います。

事務局長

5ページをお開きください 報告第13号 地法第3条第  
1項の規定による相続の届出について  
農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を  
取得した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。  
令和元年9月20日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

6ページをご覧下さい 番号 31-6  
権利の取得者は、XXXXXXXXXX氏で、父親の  
XXXXXXXXXXさんが今年4月30日に亡くなり相続をしました。  
土地の所在は、XXXXXXXXXX、外7筆 面積66,825㎡で  
す。  
内訳は、田が7筆 面積65,186㎡ 畑が1筆 面積  
1,639㎡です。

7ページをご覧下さい 番号 31-7  
権利の取得者は、XXXXXXXXXX氏で、父親  
のXXXXXXXXXXさんが今年2月15日に亡くなり相続をしまし  
た。  
土地の所在は、XXXXXXXXXX、外15筆で120,021㎡で  
す。  
内訳は、田が15筆 面積117,927㎡ 畑が1筆 面積  
2,094㎡です。

次に8ページをご覧下さい。 番号 31-8  
権利の取得者は、XXXXXXXXXX氏で、父親の  
XXXXXXXXXXさんが今年2月23日に亡くなり相続をしました。  
土地の所在は、XXXXXXXXXX、外13筆で96,900.33㎡  
です。  
内訳は、田が13筆 面積95,991.33㎡ 畑が1筆 面積  
909㎡です。  
以上で説明を終わります。

議 長

質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議長

報告第13号  
地法第3条第1項の規定による相続の届出について報告を  
終わります。

議長

次に日程第7 議案21号 農地法第18条第6項の規定に  
よる合意解約について説明願います。  
なお、**■**委員について議事の制限がかかりますので  
宜しくお願いします。

事務局長

9ページをお開き下さい。  
農地法18条第6項の規定による合意解約について  
農地法第18条の規定により、合意解約のあった、別紙の  
者について議決を求める。  
令和元年9月20日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧下さい。  
受理番号 31-10  
貸主は、代理人：農用地利用集積円滑化団体で、**■**  
**■**さんの土地です。  
借主は、**■**さん  
平成24年4月24日から令和4年3月31日までの賃貸契  
約でしたが、**■**  
**■**次の  
議案にかかりますが、解約と同日付で、再契約し契約期間を  
延長するため合意解約をします。  
土地の所在は、**■** 外3筆 43,675㎡で  
内訳は、田で3筆 41,028㎡と畑1筆2,647㎡です。  
土地の位置は、別紙資料をご覧下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。  
承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

合意解約 受理番号 31-10 について、原案通り承認いた  
します。**■**委員の議事の制限を解きます。

事務局長

受理番号 31-11 について説明願います。

11 ページをご覧ください。

受理番号 31-11

貸主は、代理人：農用地利用集積円滑化団体美葉牛

さんの土地です。

借主は、さん

平成 24 年 4 月 24 日から令和 4 年 3 月 31 日までの賃貸契約でしたが、

、再契約し契約期間を延長するため合意解約するものです。

内訳は、田 1 筆 面積 10,235 m<sup>2</sup>です。

土地の位置は、別紙資料をご覧ください。

以上で説明を終わります

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。

承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

合意解約 受理番号 31-11 について、原案通り承認いたします。

受理番号 第 31-12 について説明願います。

事務局長

12 ページをお開き下さい。

受理番号 31-12

貸主は、農用地利用集積円滑化団体、さんの土地です。

借主は、さん

平成 25 年 1 月 28 日から令和元年 12 月 31 日までの賃貸契約でしたが、

再契約し契約期間を延長するために合意解約するものです。

外 9 筆で 74,125.64 m<sup>2</sup>

内訳は、田 9 筆 面積 72,472.64 m<sup>2</sup>です。

畑 1 筆 面積 1,653 m<sup>2</sup>です。

土地の位置は、別紙資料をご覧ください。

以上で説明を終わります

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。  
承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

合意解約 受理番号 31-12 について、原案通り承認いたします。

議長

日程第 8 議案 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。

なお、■■■■委員については、議事の制限がかかりますますので宜しくお願いします。

事務局長

13 ページをお開き下さい。

議案 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和元年 9 月 20 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

31-賃-18

貸主は、代理人：農用地料集積円滑化団体、■■■■■■■■■■

■■■■さんの土地です。

借主は、■■■■■■■■■■さん

賃貸期間は、令和元年 9 月 20 日から令和 5 年 12 月 31 日までになっています。

賃貸料は、301,600 円 300 ㎡ 反当 8,000 円と 88 ㎡ 反当 7,000 です。

支払いは 11 月 30 日までに指定口座に支払う。

土地の詳細については、先ほど解約の案件で説明しましたので省略します。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。



委員  
議長

【質疑等なし】

質疑等がありませんので採決します。  
承認される方は、挙手願います。

委員  
議長

【全員挙手】

31-賃-18については、原案通り承認されました。  
■■■■委員の議事の制限を解きます。  
次に31-賃-19と31-賃-20を一括で説明を願います。

事務局長

15ページをお開き下さい。

31-賃-19

貸主は、代理人：農用地利用集積円滑化団体、■■■■

■■■■さんの土地です。

借主は、■■■■さん

賃貸期間は、令和元年9月20日から令和5年12月31日  
までになっています。

賃貸料は、70,000円 100㎡ 反当7,000円です。

支払いは11月30日までに指定口座に支払う。

土地の詳細については、先ほど解約の案件で説明しました  
ので省略します。

次に16ページをお開き下さい。

31-賃-20

貸主は、代理人：農用地利用集積円滑化団体で、■■■■

■■■■さんの土地です。

借主は、■■■■さん

賃貸期間は、令和元年9月20日から令和5年12月31日  
までになっています。

賃貸料は、601,200円 668㎡ 反当9,000円です。

支払いは11月30日までに指定口座に支払う。

土地の詳細については、先ほど解約の案件で説明しました  
ので省略します。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。  
承認される方は、挙手願います。

委員  
議長

【全員挙手】

31-賃-19 及び 31-賃-20 については、原案通り承認されました。

議長

今総会に提案された議案について、全て終了いたしました。

以上を持ちまして令和元年第9回 総会を閉会します

議長

---

1 番委員

---

2 番委員

---